

「（仮称）戸田市犯罪被害者等支援条例（素案）」について ご意見を募集します

戸田市では、犯罪被害者やその家族等を支援するため「（仮称）戸田市犯罪被害者等支援条例」を制定します。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

平成29年6月1日（木）から平成29年6月30日（金）まで
※最終日の窓口受付は、午後5時15分まで

2 案の概要

市のホームページ（<http://www.city.toda.saitama.jp/>）並びに担当課（防犯くらし交通課・市役所3階33番窓口）、市政情報室（市役所3階西側）、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階及び新曽南多世代交流館（さくらパル）、上戸田地域交流センター（あいパル）でご覧いただけます。

3 関係資料

別添 （仮称）戸田市犯罪被害者等支援条例（素案）の概要

4 意見の提出先

戸田市 市民生活部 防犯くらし交通課

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

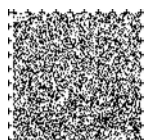
FAX 048-433-3358

Eメール kurashi110@city.toda.saitama.jp

5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。



6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7 「(仮称) 戸田市犯罪被害者等支援条例 (素案)」についての問い合わせ先

戸田市 市民生活部 防犯くらし交通課
電話 048-441-1800 (内線656)

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 庶務課
電話 048-441-1800 (内線363)

